那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、那智勝浦町が交付する浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助金額その他、交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）の除去率が 90%以上、放流水のＢＯＤが 20 ㎎／ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、浄化槽法第４条第１項に規定する構造基準に適合するものをいう。ただし、浄化槽設置整備事業で使用できる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「協議会」という。）に登録した浄化槽とする。

（２）　県浄化槽取扱要綱　浄化槽の取り扱いに関して、和歌山県が定めた和歌山県浄化槽取扱要綱（平成 13 年 4 月 1 日施行）をいう。

（補助金の交付）

第３条　那智勝浦町は、町長の定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（１）補助対象地域

補助の対象とする地域は町内全域とする。ただし、那智山地区特定環境保全公共下水道区域を除く。

（２）補助対象者

補助金の交付を受ける事ができる者（以下「補助対象者」という。）

は、補助対象地域において 50 人槽以下の浄化槽を設置しようとする者とする。ただし、11 人槽以上 50 人槽以下の浄化槽については専用住宅又は併用住宅に設置しようとする者に限る。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助金の交付を受けることができない。

（１）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第１項の確認の申請又は浄化槽法第５条第１項の届出を行わずに浄化槽を設置する者。

（２）住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者。

（３）販売目的で、浄化槽付きの住宅を建築する者。

（４）町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）のいずれかを滞納している者。

（補助金額）

第４条　那智勝浦町長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の額は、別表１の額とし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）県浄化槽取扱要綱の規定に基づき保健所長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届書（補助金交付申請用）

（２）浄化槽工事見積書（第２号様式）

（３）登録証（全浄協）

（４）登録浄化槽管理票（Ｃ票）

（５）小規模合併処理浄化槽施工技術管理者特別講習会修了書又は昭和６３年

度以降に浄化槽法第４２条第１項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し

（６）納付期限到来分の完納を証明する町税等納税証明書（補助金交付申請時に本町の町税等を賦課されていない者については、添付を要しない。）

（７）前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める書類（覚書等）

（交付決定）

第６条　町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

なお、前条の補助金交付申請書の添付書類に不備がある場合は、町長は当該申請書を受理しないものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した場合は、補助金交付決定通知書（第３号様式）により、交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、それぞれ通知するものとする。

（変更承認申請）

第７条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第２項の規定による補助金交付決定通知を受けたのちにおいて、当該補助金の交付申請内容を変更する場合、当該補助事業を中止、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（第５号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　交付決定者は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告をしてその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、補助金に係る事業完了後１ヶ月以内又は、当該年度３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書（第６様式）に次に掲げる書類を添

付して町長に提出しなければならない。

（１）県浄化槽取扱要綱の決定に基づき保健所に提出し、受理を受けた、浄化槽設置完了届（補助金申請用）

添付書類　浄化槽工事自主検査チェック票及び工事写真

（２）浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し

（３）浄化槽清掃業者との清掃依頼書の写し

（４）浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事に係る交付決定者あての請求書の写し若しくは領収書の写し

（５）保証登録書（全浄連）

（６）前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第９条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知（第７号様式）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第８号様式）による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第 11 条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）不正の手段により、補助金を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 12 条　町長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事の確認）

第 13 条　町長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（浄化槽設置者又は管理者の責務）

第 14 条　浄化槽設置者又は管理者は、県浄化槽取扱要綱に定めるところにより浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

２　浄化槽の設置者又は管理者は、浄化槽の使用開始後３月を経過した日から５月間に、浄化槽法第７条第１項の規定による水質検査（以下「７条検査」という。）を受けなければならない。又、その後１年に１回は、浄化槽法第 11 条第１項の規定による水質検査（以下「11 条検査」という。）を受けなければならない。

３　補助金の交付を受けた者は、次に掲げる結果を、町長に報告しなければならない。この場合において、第 2 号及び第 3 号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

（１）7 条検査の結果

（２）浄化槽法第 10 条第 1 項の規定による、保守点検及び清掃の結果

（３）11 条検査の結果

（報告等）

第 15 条　町長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることが

できる。

２　補助金の交付を受けた者は、前項の規定による調査又は報告に対し、協力をしなければならない。

（その他）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか、この補助金交付に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附則　　この要綱は、平成３年４月１日から適用する。

附則　　（平成５年４月１日那告示第７号）

この要綱は、平成５年４月１日から適用する。

ただし、同日から平成５年５月３１日までの間は、この要綱による改正前の要綱第２条第１項第２号は効力を有する。

附則　　この要綱は、平成７年４月１日から適用する。

附則　　この要綱は、平成８年４月１日から適用する。

附則　　この要綱は、平成 10 年４月１日から適用する。

附則　　この要綱は、平成 11 年４月１日から適用する。

附則　　この要綱は、平成 16 年４月１日から適用する。

附則　　この要綱は、平成 17 年４月１日から適用する。

附則　　この要綱は、平成 19 年４月１日から適用する。

附則　　この要綱は、平成 20 年４月１日から適用する。

別表1（第4条関係）

1. 人槽区分	2. 補助限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～50人槽 （ただし、専用住宅又は併用住宅のみ）	548,000円

第1号様式(第5条関係)

平成　　年　　月　　日

補 助 金 交 付 申 請 書

那 智 勝 浦 町 長　殿

申請者　住 所

氏 名　　㊞

平成　　年度において浄化槽を設置したいので、那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1. 設置場所	那智勝浦町大字
2. 交付申請額	金　　円
3. 浄化槽設置に要する費用	金　　円
4. 住宅等所有者	1. 本人　2. 共有(　　人)　3. その他(　　)
5. 着工予定年月日	平成　　年　　月　　日
6. 完了予定年月日	平成　　年　　月　　日
7. 備　　考	(　※　申請者の住所と設置場所が違う場合は、その理由　)

8. 添付書類

(1) 県浄化槽取扱要綱に基づき保健所長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の写し(補助金申請用)

(2) 浄化槽工事見積書(第2号様式)

(3) 登録証(全浄連)

(4) 登録浄化槽管理票(C票)

(5) 小規模浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免許の写し

(6) 納付期限到来分の完納を証明する町税等納税証明書(補助金交付申請時に本町の町税等を賦課されていない者については、添付を要しない。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類(覚書等)

第2号様式（第5条関係）

御　見　積　書

設 置 者　　殿

下記のとおりお見積り申し上げます。

見積り有効期限

平成　　年　　月　　日

建築工事等の元受工事業者
住所

名称　　㊞
電話番号（　　）－（　　－　　）

浄化槽工事業者
住所

名称　　㊞
電話番号（　　）－（　　－　　）

見積り総額　¥

（ただし、消費税及び地方消費税は別途とします。）

内訳明細

名　　称	金　　額	備　　考
1 浄化槽本体 型式 人槽		①セット式浄化槽本体 ②マンホール ③ブロワ ④運搬費
2 土木コンクリート工事		①仮設工事 ②掘 削 ③残土処分④埋戻し ⑤割栗石 ⑥捨てコンクリート ⑦鉄筋コンクリート ⑧鉄筋 ⑨型枠
3 本体据付工事		①水張り ②ブロワ配管③導入管 ④放流管 ⑤会所 ⑥臭突管 ⑦100Vコンセント工事
4 その他工事		①山留工事及び水替工事 ②放流ポンプ槽及び放流ポンプ工事 ③マンホール嵩上工事 ④支柱工事 ⑤仮設電気及び水道使用料 ⑥散水栓
5 諸経費		
6 消費税		
合　計		※ 浄化槽設置に要する費用

第5号様式(第7条関係)

変 更 承 認 申 請 書

那 智 勝 浦 町 長　　殿

住所
交付決定者
氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付け、住環発第　　号で交付決定を受けた平成　　年度第　　号浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1. 変更承認申請の内容

(1) 補助申請内容の変更

(2) 補助事業の中止

(3) 補助事業の廃止

1. 変更の理由

第6号様式(第8条関係)

実　績　報　告　書

平成　　年　　月　　日

那 智 勝 浦 町 長　　殿

住所
交付決定者
氏名　　㊞

平成　年　月　日付け住環発第　　号で交付決定の通知を受けた平成　年度第　　号浄化槽設置整備事業が完了したので、那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額　　金　　円

2. 補助事業の実施期間

着工　　平成　　年　　月　　日
完了　　平成　　年　　月　　日

3. 添付書類

(1) 浄化槽設置完了届
(2) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
(3) 浄化槽清掃業者との清掃依頼書の写し
(4) 現場工事写真(保健所提出と同じもの)
(5) 浄化槽工事自主検査チェック票
(6) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事に係る交付決定者宛の請求書若しくは領収書の写し
(7) 保証登録証(全浄協)

（ 8条関係 ）

浄化槽設置工事完了届

1. 工事名

（　　邸）那智勝浦町浄化槽設置整備工事

2. 工事完了年月日

平成　　年　　月　　日

上記の工事を完了したのでお届けします。

平成　　年　　月　　日

那智勝浦町長　殿

浄化槽設置業者 住所

氏名　　㊞

第8号様式(第10条関係)

補 助 金 交 付 請 求 書

請求金額　　金　　円

ただし、平成　年　月　日付け住環発第　　号で額の確定のあった平成　年度第　　号浄化槽設置整備事業補助金を、上記のとおり請求します。

平成　　年　　月　　日

那 智 勝 浦 町 長　　殿

交付決定者　住 所
(請求者)

氏 名　　㊞

浄化槽設置整備事業補助金の交付（支払い）は口座振込みとなっています。

希望する金融機関を指定してください。

なお、この書類は、交付請求書と一緒に町役場住民課か役場各出張所へ提出してください。

補助金交付請求者　住　所

Ｔ Ｅ Ｌ

フリガナ

氏　名　　㊞

希望振込み金融機関	支店 ・ 支所名	口座の種類	口 座 番 号

覚　　書

那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金の交付申請をするにあたり、将来、那智勝浦町がおこなう下記事業の整備について協力することを約束します。

記

1. 公共下水道事業
2. 特定環境保全公共下水道事業
3. コミュニティープラント整備事業
4. 農業集落排水事業
5. 漁業集落環境整備事業
6. 林業地域総合整備事業

平成　　年　　月　　日

那智勝浦町長　　殿

申請者　　住所

氏名　　㊞